

# 大阪府工業用水道事業の紹介

## ○事業の主旨

大阪府の工業用水道事業は、堺・泉北臨海工業地域等における工業用水の需要に対応する「産業基盤整備」として、また、北摂、東大阪、泉州地域において地下水の汲み上げ規制が行われたことに伴い、工業用地下水の代替水を供給する「地盤沈下対策」として給水を行っている。

## ○事業の経緯

大阪府工業用水道事業は、昭和34年に事業に着手し、昭和37年度に給水を開始して以来、昭和54年度までに5次にわたる事業を実施し、昭和45年度には給水能力105万5千m<sup>3</sup>/日を有していた。

しかし、昭和57年に将来の水需要計画及び事業運営の適正化・合理化を図る観点から事業の見直しを行い、同年7月に淀川以南の4事業を統合し、名称を「大阪府東南部工業用水道事業」に改めた。

また、同年10月に淀川以北の事業名称を「大阪府北部工業用水道事業」に改め、給水能力40万m<sup>3</sup>/日のうち20万m<sup>3</sup>/日に相当する施設を大阪府上水に転用し、府全体の給水能力を85万5千m<sup>3</sup>/日に縮小した。

更に、事業運営の適正化・合理化を一層進めるため、平成7年3月に上記2事業を統合し、名称を「大阪府工業用水道事業」に改め、老朽化していた庭窪浄水場系工業用水道施設の廃止により府全体の給水能力を80万m<sup>3</sup>/日に縮小した。

本府工業用水道施設については、創設後40年以上が経過し、施設全般にわたって老朽・劣化が進んでいることから、平成7年度から平成16年度までの10ヵ年計画で、国庫補助を活用した改築事業を実施した。

また、平成17年3月には、工業用水道施設の更新整備に関するマスタープランとして「大阪府営工業用水道長期施設整備基本計画」及び、それを具体化する「大阪府営工業用水道中期整備事業計画」を策定し、同計画に基づき、老朽化施設の更新とあわせて、水需要に見合った施設規模への適正化と地震や事故等の危機管理対策の強化や施設の機能向上を図っている。

## ○ユーザーの概要

(平成19年3月末現在)

業種	給水件数	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)
化 学	63	198,603
鉄鋼・非鉄金属	45	92,727
石油・石炭	10	67,584
金属・機械・電気	97	41,058
食 品	33	29,557
繊維・染色	50	15,543
その他	176	60,889
計	474	505,961

## ○施設の概要

大阪府工業用水道では、大庭浄水場と三島浄水場の2カ所で浄水処理を行っている。

大庭浄水場では、淀川の表流水を守口市佐太中町地先淀川左岸で取水し、場内へ導水し、沈殿処理を行った後、淀川以南地域の企業等に給水している。施設能力：60万m<sup>3</sup>/日

三島浄水場では、淀川の表流水を摂津市一津屋地先淀川右岸の一津屋取水場で取水し、場内へ導水し、沈殿処理を行った後、北大阪地域の企業等に給水している。施設能力：20万m<sup>3</sup>/日

また、府内4カ所に中間ポンプ場を設け、加圧給水を行っている。

管路延長は、総延長で約500kmとなっている。

## ○事業の特徴

近接する大庭浄水場、三島浄水場（上・工水）及び庭窪浄水場（上水）の運転管理を庭窪浄水場で一元管理すると共に、送水運用についても送水管理センターで集中管理して、安全で効率的な運用を行っている。

また、大庭浄水場では、水道残渣を排水処理設備やコーポレート・リレーション設備と組み合わせて、農園芸用土などに利用するための設備を設置し、省力化と経費節減に加え、環境負荷の低減を図っている。

○大阪府水道部のホームページアドレス  
<http://www.pref.osaka.jp/suido/index.html>

